

令和5年11月度 本部役員会議事録

市原市桜台自治会

会長	副会長	作成

1. はじめに

残暑厳しかった10月、規模を縮小して開催されたフェスティバルも無事終了し、本日の午前中は市原市の総合防災訓練が実施された。そのため本部役員会は午後に開催となった。

例年のことながら防災訓練後に、いろいろな問題点が浮かび上がり議論が活発化し改善に向けた活動が期待されている。

2. 開催日時等

① 日時： 令和5年11月5日(日)14:00～16:15

② 場所： 2階大ホール

③ 出席者：

久保田会長、副会長(片桐副会長欠席)、地区長、理事

④ 議長： 久保田会長

3. 会長挨拶・報告(久保田会長)

添付資料①「令和5年11月度 会長報告(11月5日)」を参照のこと。

補足された事項は以下の通り

(1) 有秋地区防犯協会防犯指導員の交代

1丁目：安達宣克氏、3丁目： 笹野哲郎氏 退任に付き、2丁目：菊谷清氏 3丁目：藤田芳夫 氏、大竹幸夫氏の3人を選出した。(2丁目：大津弘美氏は留任)
退任の皆様、大変ご苦労様でした。

(2) 有秋地区市民体育祭参加

桜台から8名参加した。スポーツの地区対抗的な種目はなく、玉入れやミニゴルフなど誰でも参加できるもので、景品のお菓子を沢山いただいた。来年はもっと多くの人が参加できるようにしたい。

(3) 市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング(別紙1 市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング【有秋地区】メモを参照)

① 帝京大学ちば総合医療センターの建て替え移転について

市長としては現状での建て替えを要望したと、語気を強めて発言していましたが別紙1の対談内容が示すように非常に微妙な問題(私立大学の経営に行政がどこまで関与できるか、医療行政における県と市の立場等)を含んでいますが会員一人一人が関心をもって我々の希望実

現のために市、町会長連合会の動きに留意しましょう。

② 桜台地区内のバス運賃ワンコイン化について

桜台自治会として日東交通と話をしましたが、日東交通の経営状況と絡んで実現が難しい状況です。市からの運賃補助の方法もありますが、これが実現した場合、「あなたはクリエートに買い物に行くためにバスを使いますか。」の質問に「YES」と言える人がどのくらいいるか、ワンコイン化や市からの補助は要望するが、実際にバスに乗る人がどのくらいいるのか、市長の返答はこの問題の本質をついている。

(4) 最新の「防災ハザードマップ」で、桜台地区においても土砂災害が起こる恐れが分かり、10月16日土砂災害の恐れのある近傍にお住いの方へ別紙2の手紙を送付し、以下のような周知を行いました。

- ① 災害が想定される場合は、防災行政無線、テレビ、ラジオのニュース、携帯電話等で情報の収集に努める。
- ② 防災行政無線が聞き取れない場合は、電話音声案内サービス(0120-899-890)で放送内容を確認する。
- ③ 携帯電話やパソコンをお持ちの方は、市役所へ事前に登録することで気象情報・不審者情報等緊急性の高い情報や各種イベント情報が受信できますので活用してください。
- ④ 避難所は有秋公民館と姉崎公民館が指定されていますが、遠方なので土砂災害の恐れがない地域にお住いの親戚・知人宅へ避難時の受入れを事前にお願いしておいてください。

(5) 自治会における個人情報漏洩防止の強化について

自治会のパソコンに収納されている個人情報漏洩を防止するために、アクセス権の設定やUSBによる情報漏洩防止等対策を強化する取り組みを始めました。

4. 審議(決議、検討、確認、連絡、報告)事項

(1) 10月度決算報告(桐田副会長) 月度収支予実表をプロジェクターで掲示し説明。

- ① 10月8日(土)に上半期の会計監査を実施しました。結果は合格です。
- ② 会費の引き落とし結果、10月末現在の会費の納入状況は、納付率92%未納者100世帯です。11月に地区長が納付依頼に各戸訪問する予定です。今回から副会長も同行することになりました。
- ③ 会費未納の方は早急に納付してください。
- ④ 3年を超える長期滞納者がおりますが、今後法的措置の導入に向けて、内容証明郵便で納付催促を行います。5年を超える未納者には、少額訴訟も検討します。訴訟後は個人名の法的公開へ進みます。
今年度、4丁目の6年滞納者が、転出届がなく無断転出した事案があり、未納者対策を強化します。
- ⑤ 大きな出費は、自治会館1F,2Fのホールの床清掃、ワックス掛けを4年ぶりに実施(107千円)、3号倉庫ひさし、裏面壁修理(211千円)、フェスティバル(44千円)、炊き出し訓練(77千円)です。

⑥ 予算執行状況、収入878.5万円(84.8%)、支出554.1万円(53.5%) 順調に推移している。

(2) 桜台地区内に配置している消火器の廃止について(桐田副会長)

添付資料2 「桜台地区域内に設置の消火器の廃止について」を参照のこと。

本部役員に説明し討議した。本部役員の皆さんからは賛成の意見が多数であったが、本議事録で会員の皆さんに紹介して意見を頂くこととした。意見がある方は事務局までに提出してください。

(3) 本日の防災訓練で防災行政無線が聞き取れないところがあり、スピーカーの増設をお願いしたい。(杉本理事)

- ① 難聴地域を調査して市に増設を要望したらしいのではないか。
- ② 省エネで二重窓にしたら外部の音から遮断され、防災行政無線は聞こえなくなった。
- ③ 風向きで聞こえない時もある。
- ④ 防災ラジオ(2,000円)と外部アンテナ(500円)を購入し対応している。
- ⑤ スマホ等で対応する時代で安易にスピーカーの増設は必要ない。
- ⑥ 内容が聞き取りづらい場合は電話、スマホ等で確認すべき。
- ⑦ 防災行政無線がうるさいと言う意見もある。

結論:以上のように多様な意見が出たが、防災行政無線の増設には難聴地域の調査及び市への増設要請など長期間にわたるので、当面の措置としては本議事録3項(4)の①~③(2ページ)を推奨する。

(4) 班の構成軒数が少なく①公園の清掃に苦労する、2班長当番が早く回ってくる等の問題が発生しているので班統合等を考えて欲しいという提案がある。(久保田会長)

結論:

- ① 高齢化等で班長ができない人も増えてきています。班構成と班員の実態調査を行う。
- ② 近日中に班長に依頼を行いますので、理事・地区長も協力して班の状況を調査して下さい。
- ③ 必要なら来年の役員交代の時期までに班の統廃合を考えます。

(5) 八幡地区では防災の「無事ですタオル」を自治会が支給していると聞いているがその必要はないか(鶴田理事)

結論:

- ① 今までも同じような議論はあったが、色付きやマーク入りのタオルを支給しても、効果は同じなので、白のタオルでいいとした。
- ② 「無事ですタオル」は市の防災補助金の対象であるが、そこまでの必要性はなし。
- ③ 今回の防災訓練で分かったが、玄関扉の取っ手に掲示しても道路から確認できない場合もある。無事ですタオルの掲示は道路から見える玄関または門扉とする。

(6) 防災訓練参加者が少ない。今年は「無事ですタオル」を掲示していない世帯については、班長が確認を行わなかったが、次回は防災訓練に無関心な人への啓蒙として、訪問チャイムをならして確認を実施すべき。(杉本理事)

結論:次回防災訓練時に防災部が対応を考える。

(7) コピー代が増えている原因は自治会関連と称して無料でコピーをしてところがあるのではないか。
(秋元地区長)

A: コピー代が増えた理由はコロナ感染が治まり、自治会活動が活発化したためと考えている。
(桐田副会長)

(8) パイプ椅子の廃棄について

自治会には、古くなつて背もたれや座椅子カバーのビニールが劣化し黒ずんで衣服に付着するようなパイプ椅子が80脚ほどあって、会員の皆さんに大変迷惑をかけてしまいました。この度これを廃棄する手続きを計画しています。

金属として回収のパイプ椅子部分と、可燃物として処理する部分を切り離して処理することにしました。この処理作業を手伝ってくれる人を募集しています。

日時:11月12日(日)午後1時から

場所:自治会館玄関前集合、インパクトレンチ持参

パイプ部分は金属類引き取り業者に出します。一ヶ所にまとめておく。

可燃部分は、3脚分ずつ可燃ごみ袋に入れて、可燃ごみの日に少しずつゴミに出します。

パイプ椅子を80脚廃棄すると定期総会時等に椅子の不足が発生するが公民館より借用できるかどうか確認する。できない場合はリース等で検討する。

4. 活動報告

(1) 専門部報告

a. イベント企画部(藤平副部長)

10月8日にフェスティバル関係の打合せを持った。

- ① 班長交代がイベント企画部に連絡がなかった。事務局には届け出が出ているので、部に連絡してほしい。
- ② 盆踊りの舞台の古い鉄骨のさび止め塗装を実施したい。
(久保田会長)今後使用しない場合は廃棄になるので少し待ってほしい。
- ③ 今年使った木製舞台の防腐塗装を実施する予定。
- ④ 夏祭りの法被で、大きい子供用が不足しているので、予算化して来年度購入したい。
- ⑤ 子供たちのためにクリスマスイベントを実施したらどうか。来年度再度討議する。

b. 文化体育部(杉本部長)

- ① フェスティバルは無事終了した。展示者31名、作品85点、入場者は第1日目記入分で154人、第2日は49人、記入なしを含めて約200人以上。
- ② 日程を2日から1.5日として、最終日中に作品、会場の後片付けをした方がいい。片付けを翌週に回すと要員が集まりにくい。
- ③ 2日目にクラシックのBGMを流したが、雰囲気がよく好評だった。
- ④ 子供マルシェが終了した後は、人が集まりにくくなるので工夫が必要である。今までではカラオケ大会、演芸会、bingoゲーム等があり、人は分散して集まつた。

c. 防災部(若菜部長)

- ① 本日行われた総合防災訓練で、参加者が500人で、「無事ですタオル」掲示者も596軒と会員の半数以下であった。これは由々しき状態であるので、来年に向けて改善していきたい。
- ② 炊き出し訓練では300食のカレーを用意したが、50食は余ってしまった。4年前はカラオケ大会を同時に開催して300食であったが、その分の見込み違いがあった。
- ③ “たける君”(災害時ご飯を炊くプラスチックの袋)を使った炊飯訓練では、子供たちが関心を持ってくれて楽しく取り組んでいた。もっと積極的に子供達にも参加させたい。
- ④ 灯油バーナーの着火には苦労したが、誰でもできるように特に地区長には、着火方法を習得してほしい。マニュアル作成中。

d. 福祉部(佐藤部長)

- ① 子供マルシェは大変好評で、店員の小学生も元気いっぱい取り組んでくれた。売り上げは57,190円で、利益は13,303円で、これに自治会から補助をして恵まれない子供たちのために、寄付することにした。後日、市役所に子供たちが手渡すことを計画している。
- ② 子供マルシェでは、小学4年生から6年生を対象に募集したが、6年生が修学旅行の影響もあり、10人募集に6人の応募であったが、低学年もOKとして再募集し13人の児童が集まった。
- ③ 1本180円の大根におつり計算で苦労すこも多かったが、お店の楽しさや苦労を体験出来てとてもよかったですとのお礼を頂いた。

e. 防犯部(鶴田部長)

年度予定に入っている防犯講習会は日曜日開催で、警察への依頼が遅かったため警察の都合がつかず中止します。来年度は3月末には依頼して、日曜日でも開催してもらえるようにします。(引き継ぎ事項)

f. 生活環境部(末久部長)

- ① 3丁目のごみステーション2カ所の修理は、使用者の中で修理してくれる人が見つかり現在準備中です。
- ② 12月に2回目のごみステーションの点検を計画しています。
- ③ 2丁目で交通標識が樹木に隠れているところがあり、会員の方が樹木を処理して対応できました。このような場所がありましたら事務局まで連絡ください。

g. 広報部(長嶋副部長)

“桜台だより”を作成中です。記事としてはフェスティバル、炊き出し訓練、一斉草取り清掃、防災訓練、“お助けマン互助会”的紹介を考えています。

(2) 地区長報告

a. 2丁目秋元地区長

① 特定のごみステーションで不法投棄が続いている、対策として移動設置型防犯カメラの購入を検討してはどうか。

A: 不法投棄にかかる問題と人権にかかる問題と両面より慎重に検討する必要があると思う。(桐田副会長)

③ 2丁目わんぱく公園で遊具設置工事が進行中です。ブランコ、滑り台、鉄棒等工事は12月末には終了します。

Q: 3丁目ちびっこ公園には遊具がなくなっているが、計画はどうなっているか市に確認しては?

A: 確認します。(桐田副会長)

b. 3丁目藤田地区長

① 引越し前に、大量のごみを出して転出した外国人がいた。転出届時に指導すること、日頃から情報を入手して防止に努めることは必要。

5. その他

① 会則改正検討会の開催

来年度定期総会は通常の形で開ける可能性が出てきましたので、会則改正プロジェクトの提案に基づく会則改正について再検討作業に入ります。

まず。常務役員で確認作業を行い、本部役員会で審議し、必要があれば来年度定期総会議案に提案します。

第一回検討会は、 11月25日(土) 10:00~12:00 2F 大ホール

常務役員はすでに配布した資料を持参ください。

6. 次回役員会の開催

令和5年 12月3日(日)

(1)常務役員会 9:00~10:00 (2)本部役員会 10:00~12:00

7. 添付資料

① 令和5年11月度 会長報告(11月5日) 別紙1, 別紙2を含む

② 桜台地区域内に設置の消火器の廃止について

以上

令和5年11月度 会長報告（11月5日）

会長挨拶

本日の市原市総合防災訓練、大変お疲れさまでした。各公園への避難訓練へは 500 名の方が、その他南小学校での避難所開設訓練へは 18 名の方に参加して頂きました。

又、安否確認タオルの掲示は 596 軒のお宅で実施されておりました。

10月21日（土）～10月22日（日）に開催された「桜台フェスティバル」では文化・体育部がフェスティバル全体のコーディネーターと余技作品の展示を、福祉部が出店及び子供マルシェを、防災部と婦人会の皆様が＜たける君＞を使用した炊出し訓練とカレーライスの提供を行いました。その他の専門部の皆様には後方支援として、姉崎公民館より展示用パネルの借用・返納、出店用テントの設営、会場準備等々を行って頂き、無事成功裏に終わることができました。ご協力に感謝いたします。

特に、今年初めて開催した子供マルシェでは＜姉崎大根＞の販売に長蛇の列ができ、子供達も大忙しでした。最後の方で売れ残った商品は子供たちが自ら考えた出張販売で声を張り上げながら販売していたのが印象的でした。

尚、子供マルシェの売上金の一部は「市原市役所 子ども未来部 子ども福祉課」へ子供達が寄付をして、恵まれない子供達へ使っていただけるよう、市役所と調整中です。

I. 10月1日～11月4日の自治会・関係団体の行事関係

1. 10/1（日）常務役員会議・本部役員会議開催・・常務役員、本部役員出席
2. 10月6日（金）有秋地区町会長全体会議（有秋公民館）・・久保田出席
 - (1) 11/5（日）市原市総合防災訓練実施

各小学校区毎で避難所開設訓練を実施する
避難所運営リーダー選出（南小学校区は久保田、副に坂井民生委員が選出される）
 - (2) 有秋地区防犯指導員の任期終了に伴う後任者の選出を依頼される
3. 10月7日（土）有秋地区市民体育祭開催（有秋東小学校）・・桜台より 8名参加
4. 10月14日（土）令和5年度 有秋南小学校学校評議委員会（南小学校）・・片桐副会長代理出席
 - (1) 授業参観（1年生～6年生の道徳・算数・外国語国語等の授業参観）
 - (2) 10月～3月までの行事予定説明（各行事はコロナ前に戻している）
5. 10月14日（日）市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング（有秋公民館）・・久保田出席
 - (1) 市役所出席者・・小出市長、市民生活部長、地域連携推進課長、事務局職員
町会長連合会・・会長、有秋地区会長、有秋地区26町会長・自治会長
 - (2) 傍聴者・・県議1名、市議7名、社会福祉協議会会长、有秋地区会長
 - (3) 桜台自治会長としての意見・要望
 - ①帝京大学ちば総合医療センターの建替え移転について
ア、同センターが担う高度医療及び救急医療体制を維持するため、現在地で建替えを要望

イ、万が一、移転が決定した場合跡地に他大学病院又は亀田病院のように高度医療を担える病院の誘致は考えられないか又は思い切って市民病院の建設を考えてはどうか

②桜台団地内のバス運賃をワンコイン化するため、市原市からバス会社への補助金を出していただけないか

以上2件の意見・要望を出しました。市長の回答については地元選出の福田市議が作成した「市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング」【有秋地区】メモ（別紙1）を参照してください

6. 10月17日（火）有秋南小学校区安心安全NW会議（椎の木台自治会）・・久保田、藤田副出席

（1）各町会活動報告（桜台、天羽田、椎の木台、深城、みどり）

（2）有秋南小学校（稻富校長、高橋教頭）

①10/18今年最後の草取りを実施する ②10/7市民体育祭へエイサーを披露した

③10/19 6年生箱根・伊豆方面へ修学旅行 ④11/13～11/29マラソン練習と納会

④子供110番シールが劣化している場合は、学校に予備があるので申し出て下さい

（3）10/29有秋公民館で福祉バザーを開催する

（4）12/17（日）有秋公民館でクリスマスコンサート開催する

（5）地区防災計画（案）・・現在市役所で内容について審議中、11/中旬頃決済予定

（6）11/9～15秋の防火週間が始まる 第八分団で消防車による巡回を行う

6. 10月20日（金）有秋地区町会長役員会議（有秋公民会）・・久保田出席

（1）市原市総合防災訓練の実施について

（2）町会長大会及び受賞祝賀会について

令和6年1月20日（土）市民会館大ホールで開催される。終了後受賞祝賀会が行われる（桜台自治会では前会長の星野勝弘氏が永年勤続で表彰されます）。

（3）防犯指導員の推薦について（桜台では3名程度推薦を依頼される）

7. 10月21日（土）～10月22日（日）桜台フェスティバル開催

8. 10月27日（金）有秋地区町会長全体会議（有秋公民館）・・久保田出席

6項（1）～（3）に同じ

II. トピックス

1、10月23日1丁目～4丁目の公園花壇用花の苗が配布され、地区長へ植え付けを依頼
各公園にビオラ15苗、キンセンカ15苗、チューリップ球根20根申込み

2、9月8日の台風13号接近による大雨に伴い、有秋地区に土砂災害警報避難警戒レベル4が発令された時の反省点を踏まえ、10/16に土砂災害の恐れがある近傍にお住いの方へ手紙（別紙2資料）を渡し、次の事項について周知した

（1）異常気象が想定される場合は防災行政無線、テレビ・ラジオのニュース、携帯電話等により情報の取得に努める

（2）防災行政無線が聞き取れない場合は、電話音声案内サービス0120-899-890により放送内容を確認する

- (3) 携帯電話やパソコンをお持ちの方は、事前に市役所へ登録することにより、避難情報や生活に密着した緊急性の高い情報を受信できますので登録を行って下さい
- (4) 避難所は、有秋公民館・姉崎公民館になります
両公民館は遠距離になりますので、事前に土砂災害の恐れの無い区域にお住いの親戚・知人宅へ避難時の受け入れをお願いしておいて下さい

3、10月21日～10月22日桜台フェスティバルを開催し、余技作品展・炊出し訓練・子供マルシェ等で盛り上がる

4、10月31日有秋南小学校の2年生が「町探検」で桜台自治会館を見学した

III. 転入・転出（10月末現在）

	1丁目	2丁目	3丁目	4丁目	月末世帯数
転入					1,202世帯
転出	1		1		

IV. 会長への手紙⇒自治会員の声

No	月日	連絡	地域	内 容	対応状況
1	8/25 9/20	電話 手紙	4丁目 3丁目	クリエイト様開店に伴い桜台団地内バス料を1コイン（100円）で利用できるよう日東交通（株）様との交渉を依頼される。	10/上旬 日東交通（株）本社より連絡あり 現状の経営状況では160円⇒100円は困難 JR姉ヶ崎駅～迎田間の1コイン（100円）も廃止の方向で検討しているとのこと 10/15市長とのミーティングで、市より日東交通への支援をお願いできないかを要望 直接的な支援は難しいが、2種免許取得への助成運転手募集等ソフト面での支援は検討できる 詳細は別紙1市長とのミーティング メモを参照
2	10/3	電話	1丁目	バス通りの街路樹の枝が通行人に当たる程伸びて危険、伐採を市へお願いして欲しい	1丁目地区長より、市道路維持管理課へ確認するも街路樹の伐採計画は来年度となっているとの回答。危険防止のため自治会で伐採しても良いか確認し、当該箇所の枝を頭に当たらない程度に伐採した
3	10/7	口頭	2丁目	2丁目3区8班は6軒構成で、公園清掃時等は大変苦労している班の統合を考えてもらいたい	11月度の本部役員会議の議題とする 留意点 ①他の班でも同様な事案は無いか ②統合後の班長の選出方法は
				最近、桜台通りを大型のキャリアカーが走行している。 桜台は老人が多く、又小学校も有り事故が発生しないか心配である。桜台通りを大型車通行禁止にしてもらえないか	10/23市役所 土木部 土木管理課へ相談 土木管理課で大型特殊車両の通行許可証を発行している。現在から令和3年度まで桜台通りの大型特殊車両の許可証は発行されていない。 車両の自重・全長等が法律で定められている範囲以下なら大型特殊車両に該当ないので、許可証は不要となってしまう。

4	10/21	口頭	3丁目	大型車通行止めは、市からの申請で警察署が判断する。市の担当部署は市民生活部 地域連携推進課交通安全係。担当者の話では公道で大型車通行止めにするのは大変ハードルが高い。1日当たり、時間当たりの通行量等の調査も必要。大型車通行禁止にした場合のリスク（住宅新築・リホーム時の大型工事車両も都度許可が必要となる等）も考慮しなければならない。
---	-------	----	-----	--

V、審議＜決議、検討・確認＞事項

1. 会員の声でも提起したとおり、班構成の見直しについて提案されている
2丁目3区8班のような小規模構成の班が他にも有り、問題の発生している班があれば班の統廃合を合わせて検討したい
2. 事務室内における個人情報漏洩防止強化について
先般発生したNTT西日本子会社の史上最悪の情報漏洩事故から学び、桜台自治会館事務室内における個人情報漏洩防止の強化を図る目的で、IT顧問江田氏の助言を受けながらセキュリティ強化方法を検討している
 - (1) 当面の措置として、特定のパソコンからのみアクセスできる個人情報専用のフォルダーを作成し他のパソコンからのアクセスを不可とする
 - ①アクセス権限を設ける（会長・会計担当副会長・総務担当副会長・事務員2名）
 - ②パスワードを付与する
 - ③当該パソコンでのUSBの使用を禁止する
 - (2) 来年度予算で専用パソコンを購入してネットワークより遮断するとともに、使用後の当該パソコンを金庫等に保管して管理の厳格化を図る
3. 屋外設置（ゴミステーション等）の消火器の廃止について
4. 月次決算報告（桐田会計担当副会長）
5. 各専門部より活動状況報告

(1) イベント企画部	(5) 防犯部
(2) 文化体育部	(6) 生活環境部

(3) 防災部

(7) 広報部

(4) 福祉部

6. 地区長報告

7. 副会長報告

次回の開催予定日 12月 3日(日) 10時より

市長と町会長で語ろう未来創生ミーティング【有秋地区】メモ
(桜台に関する箇所のみ)

作成：市原市議会議員福田雅彦

日時	2023年10月15日、10~12時
場所	有秋公民館体育館
市原市	小出市長、山形市民生活部長、鈴木地域連携課長 他職員
自治会長、町会長	桃尾連合会長、大沼地区会長、久保田桜台会長 他会長
傍聴	菊岡県議、市議7名、社会福祉協議会関係者3名

1. 帝京大学ちば総合医療センター建替え移転の件

久保田桜台自治会会長	<p>コンビナートが作られた時にできた桜台団地、著しい高齢化が進んでいます。病院の問題が一番気がかりなところです。帝京大学ちば総合医療センターの建替え移転についてお尋ねします。</p> <p>①同センターの担う高度医療を今後もこの姉崎、有秋地区で担保してほしい。現地での建替えをお願いしたい。</p> <p>②万万が一移設となった場合、跡地に他大学病院あるいは亀田病院のような誘致の可能性はないでしょうか。</p> <p>③さらに市民病院の建設はいかがでしょうか。</p>
小出市長	<p>この移転の話は本当に降ってわいた話であります。2月に同センター和田院長と話をした時は現地での建替えを話されていた。急転直下と言ってよい。</p> <p>この間、当時の文書を読み込んできた。市原市が姉崎の地に誘致し、土地も無償提供し、救急救命センター、ドクターカーの体制も整えてきた。過去の経緯を見ますと、誘致当時裁判沙汰まで起こっている。</p> <p>難しいのは民間の大学経営に対してどこまで行政が絡むことができるのか。40年前の文書では現在地に10年間の医療体制の維持と書いてあります。既に37年間、縛りはなくなっています。</p> <p>有秋、姉崎地域の医療体制、またコンビナートの有事の際の対応を考えると、現在地の建替え。万が一の場合、亀田病院のような誘致をすることの覚悟を私は持っています。</p> <p>ただ、気になるのが医療については県が責任をもっていること。市原市の医療圏という考え方で、市原市内での移動については問題なしの考えです。また、ちはら台への移転については今の病床より減らす計画になっています。これも問題です。</p> <p>市原市の病床数を維持し、地域住民の不安をもたらさないようにしていきたい。</p>
大沼地区長会長 (こぼり町会)	帝京大の件、青葉台、姉崎、有秋地区で共同して対応している。回覧を回している。 (ミーティング閉会後、同会長に挨拶。回覧文書を確認。7/28付「帝京大学ちば総合医療センターの建替え（移転）計画に関する対応の件」)

桃尾連合会長	帝京大の件、要望書として？ 11月中旬、医師会で？ (?部分は発言詳細が聞き取りできず。)
--------	--

2. 桜台団地内のバス運賃ワンコインの件

久保田桜台自治 会会长	買い物難民の問題。桜台入口のところに（ドラッグストアの）クリエイト社が店を建 設中です。桜台は台地になってまして、買い物をした後、重い荷物をもって坂をのぼる 必要があります。住民の要望で団地内を走っている日東交通に本区間をワンコインに てくれないかと電話しました。迎田～姉ヶ崎駅間のワンコインについても聞きました。 先方より、赤字経営で難しい。迎田～姉ヶ崎駅間も廃止にしたいと考えている。そこで 市の支援はお願いできないでしょうか。
小出市長	公共交通の問題は、ドライバー不足問題も絡み難しい。バス会社への直接的な支 援は難しくても、2種免許取得への助成、ドライバー募集方法の支援などソフト面で の対応も検討している。 ワンコインの問題は、受益者負担の原則の中で、交通弱者の救済もあり、一方で 経営赤字から路線廃止もありうる。地域住民への質問で、「バスなどの交通手段の維 持発展は必要か」との問い合わせに、「必要」と答えながら、それではバスを「利用しますか」と の問い合わせに、曖昧な回答が返ってくる。 今後、地域住民と積極的な議論をしていきたい。

3. その他

市長閉会挨拶	姉崎・袖ヶ浦インターチェンジ周辺での可能性調査を実施する。働く場、地域活性化 が図られる。
--------	--

以上

土砂災害避難指示発令時の対応について

桜台住民各位

令和5年10月吉日
桜台自治会長 久保田 巍

拝啓 秋の声が聞こえる美しい季節が到来しました。桜台にお住いの皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、9月8日台風13号の接近に伴い午前9時30分に、市原市から防災行政無線が流れましたが雨音で防災行政無線の内容が良く聞き取れない状況でした。

その内容は「土砂災害警戒区域及び土砂災害の恐れのある区域の方に対し、警戒レベル4の<避難指示>がでました。この区域にお住まいの方は避難所か安全な親戚・知人宅へ今すぐに避難して下さい。開設している避難所は有秋公民館・姉崎公民館等です」

この防災行政無線に対し、桜台在住のほとんどの方が避難所か安全な親戚・知人宅への避難を行いませんでした。9月8日は幸いにも桜台エリアでの土砂災害はありませんでしたが、市原市からの土砂災害避難指示に対し、何ら行動を取らなかつた事は自治会として大きな問題と認識いたしました。

本手紙を投函させて頂きましたお宅は、土砂災害の恐れがある区域の近くにお住いの方です。

自治会として色々な角度から検討した結果、土砂災害の恐れがある区域近くにお住まいの方々に対して自助努力で土砂災害から逃れていただく方法が最善の方法との結論に達し、下記の事項をお願いする事と致しました。（自治会の広報車でお知らせするする案も検討しましたが、広報車が土砂災害に巻き込まれる危険性も指摘され採用されませんでした）

記

1. 大雨・竜巻・台風等異常気象が想定される場合は防災行政無線、テレビ・ラジオのニュース、携帯電話等により情報の取得に努めてください。
2. 土砂災害避難指示の防災行政無線が聞き取れない場合、または聞き逃した場合は、電話音声案内サービス（フリーダイヤル）0120-899-890により放送内容を確認してください。
3. 携帯電話やパソコンをお持ちの方は、避難に関する情報など防災行政無線で放送される情報や生活に密着した緊急性の高い情報などを携帯電話のメール

やパソコンのメールで受信できますので、別紙2を参照して事前に登録をしておいてください。

4. 避難所は、有秋公民館・姉崎公民館になります。

有秋公民館・姉崎公民館は遠いので可能であれば、土砂災害の恐れの無い区域の親戚や知人宅へ事前に避難時の受け入れをお願いしておいてください。

突然の、桜台自治会からのお手紙で戸惑う方もおられると推察致しますが、疑問点や質問がありましたら、自治会館までお問合せ下さい。

尚、この手紙は人命に関わることなので<自治会員><自治会未加入の方>を問わずお知らせしております。

この機会をとらえて自治会未加入の方は是非とも自治会への加入をお考えください。

敬具

【添付資料】

別紙1 土砂災害ハザードマップ

別紙2 防災行政無線が聞こえないときは

令和5年10月22日

桜台地区域内設置の消火器の廃止について

桐田 勝夫

1. はじめに

桜台地区には、多くの場合ゴミステーションの近くの赤い収納箱に消火器を設置している。今年は27本の消火器が更新の予定になっているが、消火器の必要性について検討し、今後の消火器の取り扱いについて提案する。

2. 提案の内容

桜台地区に設置している消火器はすべて撤去し、自治会館に集めて保管し、使用10年経過後すべて廃棄する。

使用後10年未満の消火器を含めてすべてを撤去する理由は、消火器すべてを撤去したことを会員に周知徹底するためである。収納箱は一緒に撤去する。

消火器設置を廃止する理由は以下の通り、

- ① 法律的に設置の義務はない。市からの行政指導もない。ほとんどの自治会では設置していない。
- ② しかし、一旦設置すると管理責任が生じ、防火対象物で消火器設置を義務づけられた消火器に準じた管理が必要である。すなわち消防設備士等による定期的点検が必要である。
- ③ 平成20年代に多発した消火器破裂による人身事故で法律では消火器点検は半年に1度と厳しく管理されているが、桜台自治会では年1回、資格のない防災部員による点検で終わっている。
- ④ 消火器の設置効果を發揮するには、法律的には防火対象物から20m以内に設置するようになっているが、現在の配置では火災発生直後、消火器を有效地に活用できるとは思えない。設置効果は疑問である。
- ⑤ 消火器の耐用年数は決められていないが、設置10年を超えると3年毎の耐圧試験が必要であり、耐圧試験の費用がかかることから、10年で更新するようになっている。消火器の更新、定期点検等の管理が負担になっている。

以下、消火器の配置中止の根拠について詳しく説明する。

3. 桜台地区的現状

- (1) 桜台地区には36ヶ所(1丁目:7ヶ所、2丁目:7ヶ所、3丁目:13ヶ所、4丁目:9ヶ所)に、10型粉末消火器(蓄圧型)が2本ずつ(計72本)設置されてい

る。

- (2) 3丁目、4丁目はすべてのゴミステーションに設置されているが、1丁目、2丁目は少なく、設置基準が曖昧である。
- (3) この消火器は法的には設置の義務ではなく、桜台自治会が自主的に設置しているものである。
- (4) 設置以来、使用実績は、ごみ収集車の火災発生時に1回使用したと聞いている。ほかに使用実績はない。
- (5) 桜台自治会では、消火器メーカー等が提示する消火器の設計標準仕様限度(10年)に基づいて10年毎に更新してきた。設置している消火器72本中27本が本年度更新の予定になっている。総費用は189,000円程度(1本廃棄費用を含めて7,000円)
- (6) 消火器の更新については、市から防災資機材補助金が出るが、本年度は2丁目町会自主防災組織においてのみ補助金を活用できるが、補助金申請の手続きが煩わしい。

4. 設置している消火器の仕様

10型蓄圧式粉末消火器

(消火薬剤と一緒に窒素が封入されており、圧力計で蓄圧の確認ができる)

5. 法律での規定

- (1) 桜台地区のような団地において、屋外に消火器設置の義務はない。桜台自治会が自主的に設置しているものである。
- (2) 自主的に設置した場合でも、消火器は圧力容器のため管理責任が生じ、定期点検の義務が生じる。点検マニュアルを作成し、点検リストを使って点検しなければならない。点検は法定点検に準じて行うとなっている。
- (3) 法定点検では
 - ① 桜台自治会館のような防火管理者が必要な施設(法定施設)においては、有資格者(乙種第6類消防設備士または第1種消防設備点検有資格者)による年2回の定期検査が必要である。定期検査では耐圧容器に傷、腐食等がないこと、レバー等に変形や破損がないこと、蓄圧式においては圧力が維持されていること等を点検する。桜台自治会館内の消火器は専門点検業者に依頼して実施している。
 - ② また、法定施設に設置する消火器については更新の規定はないが、10年経過後、開放点検、耐圧テスト、さらに3年経過する毎に開放点検、耐圧テストが義務付けられている。耐圧検査費用と更新費用等を勘案して更新しているのが現状である。

- (3) 法律の根拠になっているのは平成20年頃に多発した消火器(加圧型)の容器破裂人身事故を踏まえて、定期点検、水圧による耐圧性能検査が規定された。破裂の原因は容器下部の設置面の腐食の放置であり、消火器業界の反応が過度な法律に繋がったと見ている。
- (4) 消火器の耐用年数は法律では決められておらず、メーカーの設計標準使用期限はおおむね10年となっているが、その根拠は明確に示されていない。点検して異常がなければ、10年を超えて使用は可能である。

6. 法定外の施設の消火器の管理について

消火器は圧力容器であり適切に管理されなければ破裂事故につながる可能性があり、桜台地区のように法定外の設置といつても、いったん設置すれば管理責任上法定施設に準じて点検しなければならない。

桜台でも本来ならば有資格者による消火器点検が必要になるが、点検は毎年1回、防災部員が実施しているところが問題である。

7. 設計標準使用年数を超えた使用

自主検査を充実させ、自己責任で設計標準使用期限(10年)を超えて使用すべきという意見がある。消火器に内封された消火剤は、加圧された窒素のもとでは劣化は考えられず、容器に腐食やレバー等の破損がなく、蓄圧状態に問題がなければ10年を超えて使用可能であるという意見がある。

しかし、法定外設置であっても事故が発生した時は、消火器は法定の加圧容器として管理者、検査者が責任を問われることになることから、自治会の中に加圧容器検査の専門家がたまたまいたとしても、永続的に点検管理状態を維持することは難しい。有資格者による検査には費用がかかる。年間5万円程度。

設計標準使用年数(10年)を超えて使用する場合の3年毎の耐圧検査の規定等を考えると、10年で更新したほうが有利となっている。

8. 消火器の設置基準

防火対象物から歩行距離20mが消火器の設置基準となっている。大型消火器は30m。この規定は、消火器は発火直後の火勢が小さいうちに使用することが設置条件となっており、桜台の消火器配置のように防火対象物までの距離に関係なく設置した場合は、実際は役に立たないことを示唆している。

9. 今後の火災トラブルへの対応

桜台地区内に配置されている消火器が廃止後、火災トラブルにどのように対応していくか、その基本について意識を合わせ、活動を進める。

(1) 想定される火災の種類に応じて、対応が取れるように会員への指導、意識の向上を図る。

① 天ぷら油の過熱

- a. 過熱防止調理器具の採用
- b. 消火器を近くに配置
- c. 布団、毛布等による火勢抑圧対応

② 暖房器具からの近接物への延焼

- a. 転倒遮断付き暖房器具の購入
- b. 安全距離の確保

③ 配電盤やコンセント、電気コードからの発火

- a. 古い配電盤の更新
- b. コンセントのごみ掃除
- c. 電気コードは巻いて使わない、古いコードは使わない

④ 漏電 等

- 漏電ブレーカーの採用

⑤ 地震時の通電火災防止

- 感震ブレーカーの採用

(2) 火災報知器の設置

法律や条例で火災報知機の設置が義務付けられているので、かならず設置するように指導する。

(3) 消火器の設置

家庭に消火器の設置義務はないが、小型粉末消火器や各種家庭用消火器を購入し、調理台の近くで火源から離れた位置に配置することを指導する。

以上